



Title	2021年「臨床心理発達相談室」活動報告
Author(s)	安達, 潤; Adachi, Jun
Citation	臨床心理発達相談室紀要, 5, 97-103
Issue Date	2022-03-18
DOI	https://doi.org/10.14943/RSHSK.5.97
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/84511
Type	departmental bulletin paper
File Information	07_2434-7639_5_97-103.pdf



2021年「臨床心理発達相談室」活動報告

安達 潤*

Activity Report 2021

Jun ADACHI

はじめに

本稿は2021年1年間の「臨床心理発達相談室」活動報告である。昨年度から相談室室長に就任した安達が報告をまとめたが、コロナ禍の遷延に伴い、2020年度報告と同様、2019年度までのものとは大きく異なるものとなったことをお伝えしておきたい。

現在オミクロン株による第6波が猛威を振るい始めているコロナ禍であるが、2021年1月7日には2020年末において日本各地での医療崩壊の危機が明らかとなる中、1都3県に2回目の緊急事態宣言が発出された。その後1月13日にさらに7府県への緊急事態宣言の発出が行われるとともに外国人の入国が全面停止された。その後、対象外の地域においても独自に緊急事態宣言を発出する事例が続出し、1月19日には重症者が1千人を超える状況となった。これはいわゆるコロナ感染第3波であり、その後、6月頃には第4波、11月頃に第5波が押し寄せてきている。また第4波～第5波は旧来のアルファ株から変異したデルタ株による感染拡大であった。感染力の増大とともに重症化リスクが高まっているとのこともあり、その後、3回目、4回目の緊急事態宣言が発出されている。ワクチンの開発と全国民の接種が急ピッチで進められたこともあり、10月には全国民の約7割が1回目の接種、6割が2回目の接種を終え、緊急事態宣言は一旦解除された。しかし、先述したように、その後、厳格な水際対策を取ったにもかかわらず、オミクロン株が徐々に拡大し、現在（2022年1月24日）に至っている。

北海道大学においては、2021年BCPレベル2でスタートしたが、5月14日にはレベル3に引き上げられ、6月21日から8月26日までのレベル2引き下げの後、8月27日にはレベル3に再び引き上げられた。その後、9月29日にはレベル2に、10月29日にはレベル1に引き下げられて現在に至っている。

このような状況の中で2021年の相談室活動はコロナ感染対策を講じつつ、相談形態を検討し、可能な範囲で相談を維持する1年間であった。

1. 2020年「臨床心理発達相談室」活動実績

「臨床心理発達相談室」が開室した2011年4月から2021年12月までの、相談件数の推移を図1に示す。

* 北海道大学大学院教育学研究院教授

相談件数は2011年のみ4月から12月、2012年度以降は1月から12月の活動実績をまとめている。継続は、受理面接（新規ケース）後、継続面接が1回以上ある場合を、継続ケースとして扱うことに変更はない。

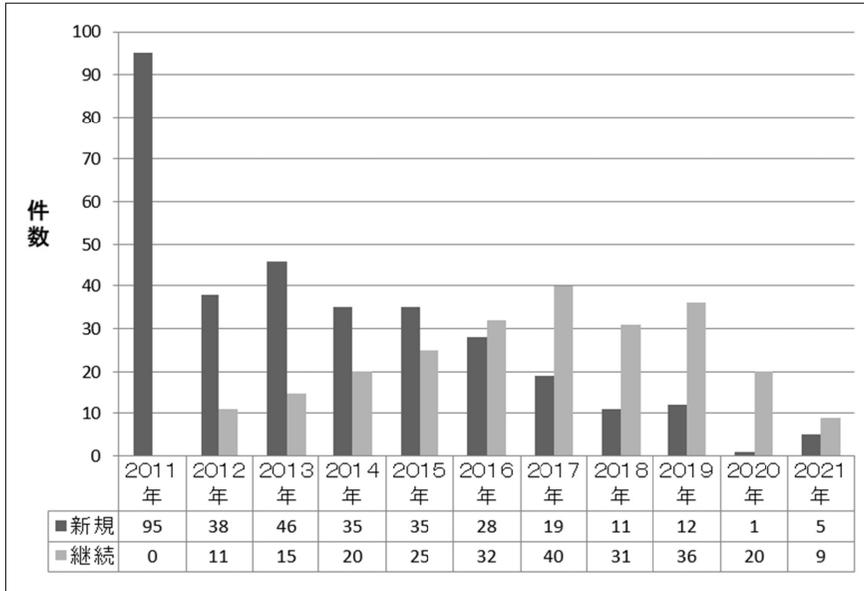


図1 相談件数の年次推移（単位：件）

当相談室の運営として、受理面接は研修生が陪席する場合もあるが、相談員が主担当となり、受理面接後に相談員の判断のもと、利用者の方の合意が得られた場合、研修生が利用ケースの主担当を担う流れとなっている。つまり院生が担当することとなる。主訴によってはやはりそのまま相談員が担当する場合もある。図1に示す2021年の状況は、冒頭で述べたコロナ禍状況のため、継続9ケース、新規5ケースとなっており、実質、院生が担当したケースは継続ケースとなっている。また継続ケース数が2020年の20ケースから2021年の9ケースへと低下している理由は、コロナ禍のために全体のケース数が少ない状況ではあるものの、新規ケースの受付を7月と10月の2回と限定したことに加え、新規ケースの申し込み自体が少なかったという状況がある。10月の新規申し込みでは、受付回数を2回に増やしたが、申し込みは多くはなかった。さらに院生の卒業を期に継続となるケースが少なく、かつ、相談室への来所ができないために休止となったケースがあったこともケース数減少の原因となっている。

コロナ感染拡大の影響により対面面談は7月5日まで休止とし、7月6日から2020年度と同様の感染拡大防止策を徹底して対面面談を再開した。しかし、相談者の中にはオンライン面談を希望する者も一定程度あったため、オンライン面談の体制を整備し、7月27日から有料面談として対面と並行する形でスタートしている。なお、2021年継続実件数 14件のうち、院生が担当または陪席した件数は9件64%。継続延べ件数は217件（うち対面33件、オンライン184件）である。2020年度に比して、対面件数は低下したが、オンラインの件数が高くなっており、オン

ライン面談の体制を整備したことを背景とする件数変化と考えられる。

次に前年度との新規ケースの紹介元、年代別割合、主訴の比較であるが、2020年は新規1ケースであったため、2019年度との比較を表1に示す。HPを見ての数值は大きく変わらないが、医療機関・療育機関紹介が大幅に減少している。また学校関係者からの紹介は同様に低調となっている。その他も2021年度は0件である。コロナ感染拡大の影響を考えると、医療機関や療育機関においても、他機関と連携する業務的余裕がなかったのかもしれない。図2は2021年のデータを円グラフで示したものである。

図3に示すのは新規面接年代別の推移である。小中学生が4名、高校大学・その他未成年が1名となっている。

コロナ禍のリスクはありつつも、小中学生の心理支援ニーズは高いということが示唆される。図4に示すのは、主訴分類の年次推移である。図4に示されるように、

表1 新規ケースの紹介元別集計 (2019年, 2021年)

	2019年	2021年
HPを見て	4	3
医療機関、療育機関紹介	5	1
学校関係者紹介	1	1
マスメディア (講演、本)	0	0
その他	2	0
計	12	5

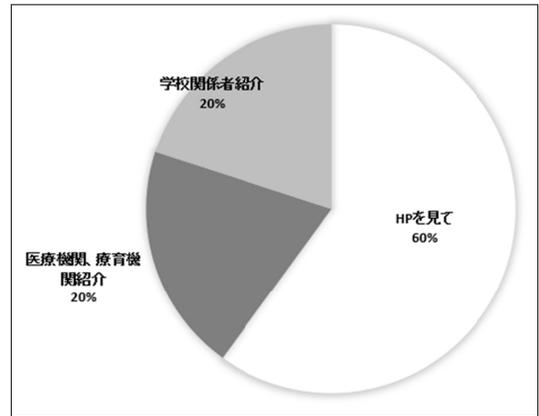


図2 2021年紹介元分類

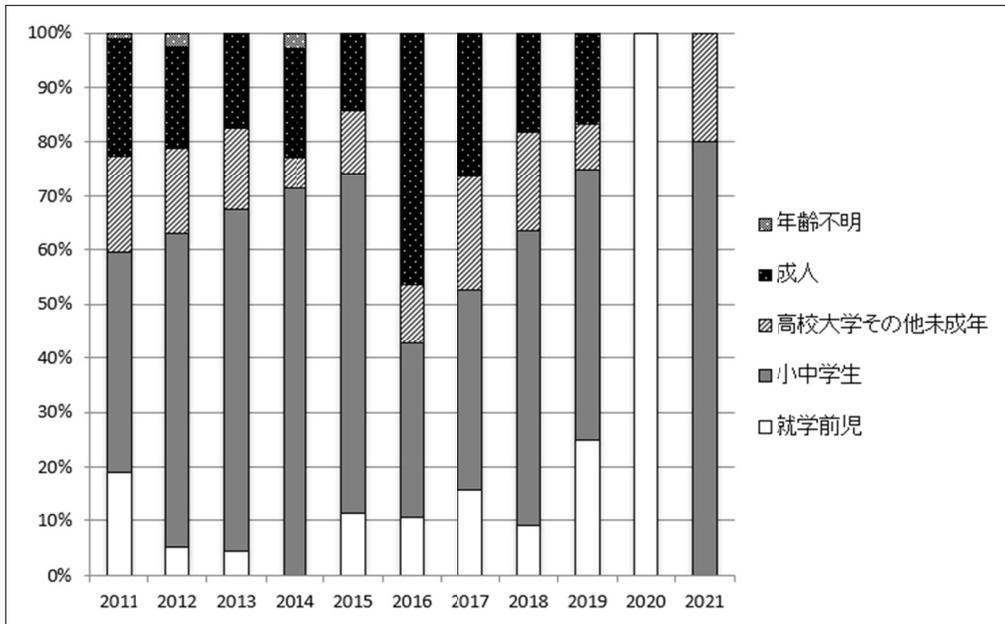


図3 新規面接年代別年次推移 (単位: %)

2019年と変わらず、発達障害と不登校の主訴がほぼ半数であり、これらの内容での相談ニーズが相対的に多いことが窺われる。

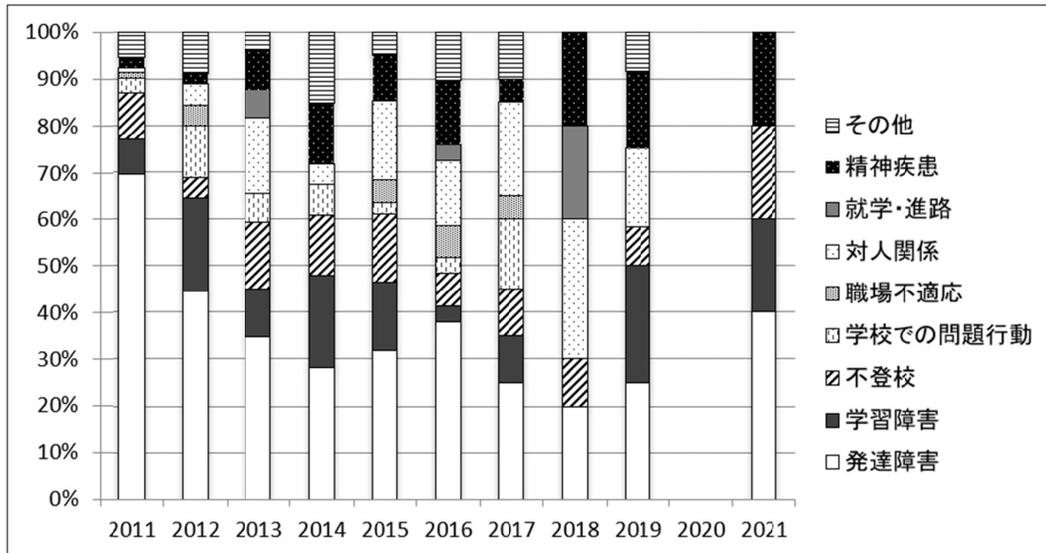


図4 主訴分類の年次推移 (単位：%)

2. 2021年「臨床心理発達相談室」におけるコロナ感染拡大への対応

冒頭で述べたように、2020年度に引き続き、今年度においても、コロナ感染拡大状況に応じた相談室運営となり、できる限り相談室活動を続行するべく運営体制を検討した。コロナ感染拡大状況における対面面談については、2020年度に整備した体制に則って、相談活動を進めていった。整備体制は相談室紀要前号の相談室活動報告に詳述しているのでご参照いただきたい。

今年度、新たに整備したのはオンライン面談体制である。先に述べたように、オンライン面談を有料の面談形態として正式に設定し、7月27日からスタートさせた。昨年度もオンライン面談は行っていたが、本学の料金支払い方法が郵便振込に限定されていたため支払いに係る外出・感染リスクを回避するため、無料としていた。しかし、コロナ感染状況の終息を見通すことができず、また、オンライン相談を実施する中で、この相談形態に特有のメリットがあることも把握されたため、常時継続する面談形態として設定することとした。

図5に示すのは、相談室利用者へのお知らせ文書である。また、図6に示すのは、オンライン面談利用の同意文書である。お知らせ文書には、オンライン相談に関わる2020年度の経緯を記載するとともに、その後のコロナ感染の状況推移、早期の終息が見込めないこと、オンライン相談自体に一定のメリットがあることを述べ、併せて、セキュリティリスクの確認と同意書への署名を設ける内容となっている。また同意文書については、明示してはいないが、北大のネットワーク内で面接者がZoom会議を立てることによりセキュリティを確保するために、面接者から会議情報を伝えること、会議にはロックをかけることなどを記載している。

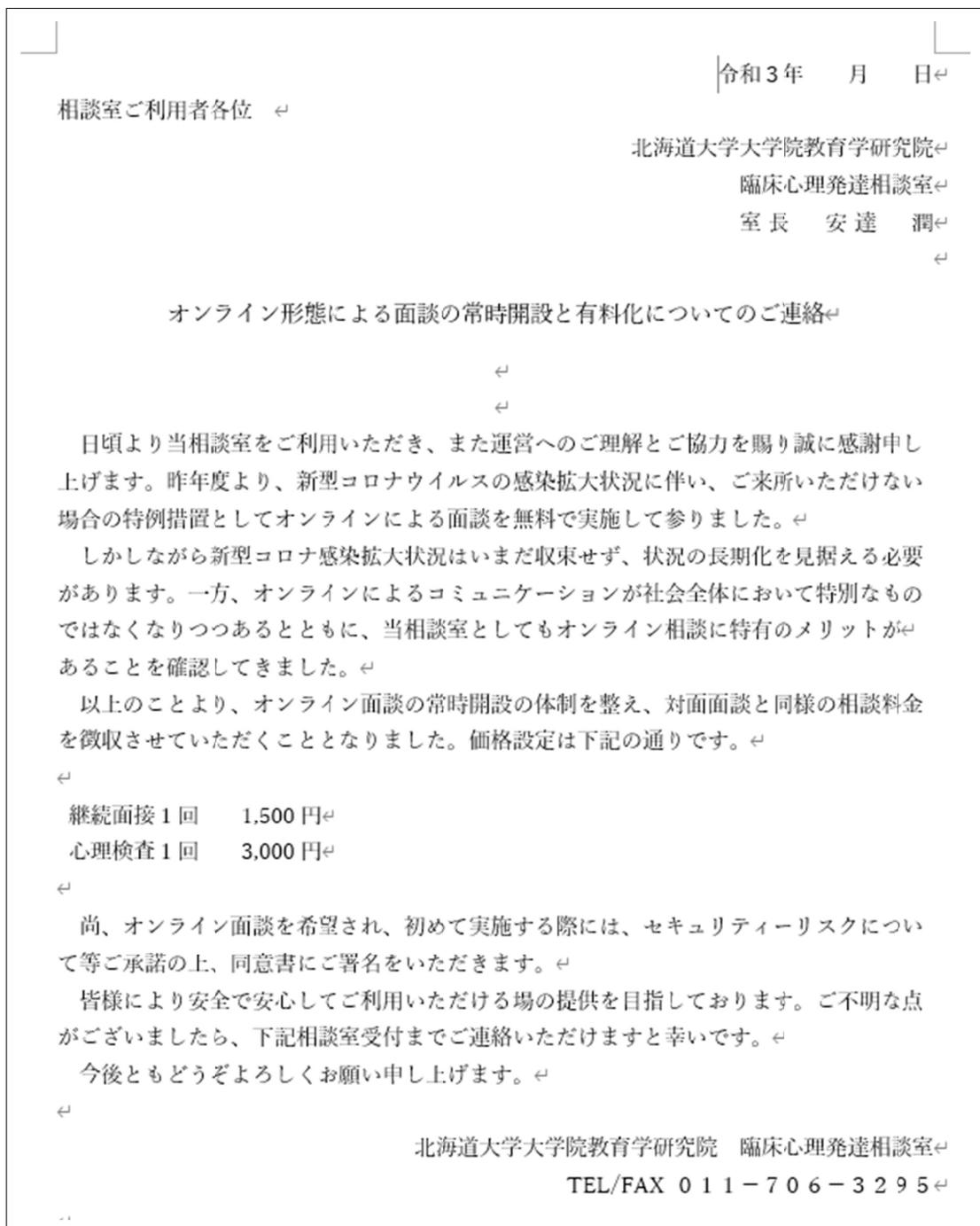


図5 相談室利用者へのオンライン面談有料化・常時開設のお知らせ文書

本人控	zoom を用いたオンライン面談実施について
様	北海道大学教育学研究院臨床心理発達相談室 室長 安達 澄
日頃より、当相談室のご利用ありがとうございます。	
この度は、新型コロナウイルス感染症予防対策として、当相談室にて実施する web 会議システムを用いたオンライン面談についてご説明申し上げたくご連絡をいたしました。	
zoom によるオンライン面談は、以下の手順で実施いたします。	
<ol style="list-style-type: none">1. 電話・メールもしくは文書にて、お日にちの約束をする。2. 文書またはメールにて、相談室から利用者さまへアクセス情報をお伝えする。3. 面談予約時間になりましたら利用者さま自身が相談枠の zoom 会議にアクセスをしていただく。4. 予約時間前から待機している面談担当者が、利用者さまの会議入室を許可して面談を開始する。	
オンライン面談利用条件とセキュリティリスクについて以下に記します。	
<ol style="list-style-type: none">1. 利用料金 対面による面談と同じ料金設定とさせていただきます。2. 実施期間 期間の設定はありません。必要に応じて対応いたします。3. 実施指導体制 院生への指導は引き続き、当相談室担当教員が担ってまいります。4. ご利用にかかるセキュリティリスクについて オンライン面談のセキュリティに関する問題については数々の指摘がされております。当相談室としては、それらの指摘を踏まえ、オンライン面談を実施するにあたりセキュリティを担保するために、ご相談枠の zoom 会議にはパスワードをかけ、他の人がログインできないように会議にロックをかけて相談を行います。 しかし、それでも完全に安全であるという保証はございません。その上での実施であることを、ご承諾の上、ご利用くださいますようお願い申し上げます。	
※なお、上記に変更の必要が生じた時には再度、双方同意のもとで確認いたします。	
上記の利用条件と手順について承諾いたします。	
	年 月 日
	未成年の場合は保護者 _____
	本人 _____

図6 オンライン面談利用の同意文書

3. まとめ

2021年度は、オンライン相談の体制整備により、心理相談の新たな展開を今後に向けて考えていくスタートの年となった。心理相談は「人と人とが関わり合う」という営みを基盤に持つが、私たちの生活様式が変容してくる中、例えば、ネットワークを通じたオンラインの関わりであっても、そこに支援を軸としたやりとりを見いだすことは不可能ではない、という認識を得ることができた。そしてオンラインであるが故に、「相談室まで来る必要がない」（家庭から出かけなくてもよい）というメリットが感じられる方々の存在も再確認ができた。加えて、家庭空間と相談空間がネットを介して重なり合うことで、相談空間のやりとりが家庭空間の生活とリンクするといった状況が起り得るケースがあることも体験し得た。その意味で「人と人との繋がり」は空間をともにしなければ成立し得ないような脆弱なものではなく、オンライン空間の中であっても繋がりあえる部分があることが確認できた。

この後、コロナ禍がいつまで、どの程度に遷延していくかはわからない。そして、コロナ状況の見通しに対して「関係者全員が納得できるような確固たる根拠」を得ることも難しくなっている。そのような状況ではあるが、可能な条件の中で、心理相談を通じて人と人とが繋がりあう機会を、オンライン相談という形であっても維持していくことの大切さを感じた1年であった。